

第15回垂水市農業委員会総会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第15回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和7年8月25日（月） 午前9時30分～午前9時55分
場 所 垂水市市民館 2階 大会議室

委員の出欠状況 10名中10名出席

議席 番号	氏 名	出欠
1	下瀬 秀	出
2	村山 繁稔	出
3	森永 みどり	出
4	瀬角 初美	出
5	塚田 光春	出

議席 番号	氏 名	出欠
6	中条 裕二	出
7	池田 穰二	出
8	重吉 伸哉	出
9	永吉 浩幸	出
10	葛迫 巧	出

出席した事務局職員

局 長 堀之内 耕一
農地係長 梶原 剛
主 査 榎園 雅司

他部局

農林課農政係 農地バンク担当

付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について 【決】
- (2) 農地法第5条許可申請について 【決】
- (3) 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 【決】

議 事

議 長	[会長あいさつ]
係 長	[諸般報告]
議 長	<p>ただいまから、第15回総会を開催します。</p> <p>出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、5番委員、6番委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明申し上げます。議案書は1ページと2ページになります。</p> <p>今月の許可申請は 4件 でございます。申請地を示した地図は別添の1ページから4ページとなりますのでご覧ください。</p> <p>それでは説明をいたします。</p> <p>1番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望により、経営規模拡大のため贈与による所有権移転となります。譲渡人と譲受人は貸借契約により申請地を借り受けて耕作を行っており、所有権移転を行うことで協議が成立したことによる許可申請となります。地図は1ページとなります。</p> <p>2番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は同じく△△の△△さんです。両名は親子ですが、〇〇さんの農地を△△さんが借り受けて耕作を行っており、今回、△△さんのお父様の所有していた農地等の相続を行うにあたり、〇〇さん名義の農地を贈与により所有権移転しようとするものです。地図は2ページとなります。</p> <p>3番の譲渡人は、〇〇県の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんです。〇〇さんの申出による、7月定例会でのあっせん成立を受けて売買での所有権移転となります。地図は3ページとなります。</p> <p>4番の譲渡人は、〇〇の 〇〇さん、譲受人は、△△さんです。</p> <p>なお、譲渡人である〇〇さんは、現在〇〇県へ引っ越されており、本人の希望、経営規模拡大のための贈与による所有権移転となります。</p> <p>お二人は姉妹で、〇〇さんの引っ越しに伴い、△△に在住で、農業をされている妹の△△さんへ農地を贈与されたいとのことで、譲</p>

	<p>受人の△△さんは、ご家族で農業を経営されており、経験、農機具等を所有しております。</p> <p>以上、1番～4番の各譲受人について、申請書の記載内容の確認、審査では、労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有していると判断でき、また申請地取得後は全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
委員	はい。1番譲渡人〇〇さん、譲受人△△さん、こちら経営規模拡大で何ら問題ありません。
委員	2番、譲渡人〇〇さん、譲受人△△さん、こちらは親子間での譲渡で、現在も耕作されており、何ら問題ありません。
委員	はい、3番の譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△さんで、先月の定例会であっせんが成立したもので、経営拡大のための売買であり、何ら問題ありません。以上です。
委員	4番、譲渡人〇〇さん、譲受人△△さん。経営拡大あとは本人の希望ということで、何ら問題はありません。以上です。
議長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議場	〔「ありません」の声あり〕
議長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	〔「はい」の声あり〕
議長	<p>議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議案第2号の議案書4ページ及び議案書に同封いたしました地図の5ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番 申請人は〇〇様です</p> <p>申請地は、〇〇番〇 地目 畑 608 m²です。</p> <p>申請人は、夫婦で建設業を営んでおり、隣接地である申請地を買い受け資材置場・駐車場にしたいと、申請が出されたところでご</p>

	ございます。以上です。
議長	次に担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	<p>はい。農地法5条の現地調査の報告をいたします。8月15日、私と1番委員と事務局2名で現地調査を行いました。申請人の〇〇さんは、△△市の△△さんから購入し、夫婦で建設業を営んでいるために、隣接している農地を購入し資材置場と駐車場に使用するために農地転用をしたいということです。</p> <p>申請地は、東は宅地、西は市道、南は自己所有地で、東は宅地に囲まれています。</p> <p>被害防除につきましては、申請地は現状のまま使用し、北側と東側の境界にブロックを積むということです。</p> <p>用水計画は、西から東に若干の勾配があり、西側の側溝で自然流下するという事です。</p> <p>周囲の農地への影響は、周囲が宅地に囲まれていて、また、近くに農地が無いことから問題は無いと考えられます。以上で報告を終わります。</p>
議長	次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>申請地は市役所から南へ約0.4kmに位置しており、申請地は、地域計画外及び農振農用地区域外の農地であり、都市計画法の用途地域、近隣商業地域内にある農地です。東は市道を挟んで宅地、西は宅地、南は雑種地、北は宅地で、第3種農地と判断されますことから、問題ないと思われまます。</p> <p>資金面は、自己資金で賄い、残高証明書により資力が確認できることから転用目的の実現は確実と認められます。また、信用についても事業計画の内容及び資金計画から判断して問題ないと認められます。</p> <p>また、申請地内に農地法第3条第1項の本文に掲げる権利を有する者はありません。</p> <p>周囲には、農地はありませんが、被害防除計画書及び誓約書の提出があり許可相当と思われまます。以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。
議長	〔「ありません」の声あり〕
議長	異議はございませんので、議案第2号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議長	〔「はい」の声あり〕

<p>議 長</p>	<p>議案第2号は原案のとおり決定いたしました。 次に第3号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程します。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地中間管理機構契約分における11月1日付権利開始分の事案となります。それでは、説明をいたします。 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、垂水市長より計画案に対する意見を求められておりますので、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は5ページから7ページとなります。 6ページをお開きください。</p> <p>今月は、利用開始日が令和7年11月1日付となる農地、21筆22,092㎡に係る促進計画案の提出がありました。 農地の内訳は、田が3筆3,343㎡、畑が18筆18,749㎡となっております。 全て公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園秀彦との契約となっております。</p> <p>6ページは新たに契約を開始する農地です。 1番、2番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。 3番、借り人は〇〇さんで5年間の使用貸借です。 4番、5番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借及び使用貸借です。 6番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。 7番、8番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。 9番、借り人は株式会社〇〇で10年間の賃貸借です。 10番、借り人は株式会社〇〇で10年間の使用貸借です。 11番、12番、借り人は〇〇で10年間の賃貸借です。 13番、14番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借及び賃貸借です。</p> <p>7ページをお開きください。耕作者変更となります。 1番から3番、借り人は〇〇さんで7年9か月の使用貸借です。 4番、借り人は〇〇さんで8年5か月の賃貸借です。 5番から7番、借り人は〇〇さんで5年3か月、5年9か月、2</p>

	<p>年2か月の賃貸借です。</p> <p>以上、これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご異議はございませんか。</p>
委員	<p>はい。いいですか。今こうして利用権を組んで若い人たちが畑を借りてやってると思うんですけど、まあ、農家さんから、隣を作る農家さんから苦情があって、中だけ作って、外回りを全然草払いをしないという問題が出ていますよ。この利用権を組むときに、そこらへんもちゃんと借りる人に一筆書かすとか、そういう風にやってもらえないかなと思って、今、言ったところなんです。</p>
農林課職員	<p>農林課の農地バンク担当の〇〇です。</p> <p>若手の方に借りていただいている、案件がいくつかあるんですけど、農林課の方でも、今ご意見のあったとおりに近隣の農家さんからの話を聞く場面があります。農林課の方でも、例えば技連会だよりなんかを通じて、畦畔、畔、土手の管理までをしっかりとってくださいということで広報はしているところですが、今後、農地バンクの契約をするときにも、書面でいただくというのは難しいんですけども、声を掛けて、そこまでしっかりと管理するんですよって伝えていきたいと思います。</p>
委員	<p>よろしくお願いします。</p>
委員	<p>はい。それに付け加えて、期限が完了した場合、特にハウス資材ですね。ハウス資材なんかがあるまま置きっぱなしにしている場合があるわけですね。そういうのは次の方が耕うんする場合、トラクタをうったりするから、切り替え時点におきましては、市の方で一度検査をしてから引き渡しとできないんですかね。</p>
農林課職員	<p>農地バンクの解約時にはしっかりと、当然ですけどきれいにしないといけないと思うんですけど、今まで、契約が解約されるときにしっかりと確認ができてなかったところもあるかと思うんですけども、[契約書への掲載の有無について確認の声] 契約書できれいにすることは決まっていますので、最後解除する時にはこちらでも確認しますし、契約の時にもしっかりとお伝えすることを徹底したいと思います。</p>
委員	<p>よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>今、農林課の担当のほうからもありましたけど、農業委員会のほうにもですし、改良区の方にもですね、広げられている方の農地の管理、マルチが置いたままになっていること、当然耕作者がいない</p>

	<p>所で荒れている所の管理の問題ってところは、問い合わせをいただいているところで、随時指導はしているところですが、農地の貸し借りをする時点で農地を適正に管理しないといけないっていうのは、耕作者さんの義務になっていきますので、あとは指導をどうしていくかってところになるんですが、一方、若手の方々が、荒れていた農地、作りきらなくなった農地を耕作することで中の方はなんとかなっている状態であります。</p> <p>若手の方についても、あっちこっちローテーションで耕作しているところがあるので、管理が追い付いてないってところは我々も承知しているところですので、とにかく機会をとらえて指導なり、一番いいのはそこで顔を合わせて、なかなか機会がないかもしれませんが、お互いに顔が見えない状態っていうのもあったりして、あった時にちゃんと話をしてお互いに気持ちよく農業をしてもらえればっていうのがありますので、行政の方としてはちゃんと指導を徹底して、委員の方もいろいろ届いていると思いますので、機会をみて声掛けをしてもらえれば。新しい方にも管理の方法を教えてくださいと思います。以上です。</p>
委員	この契約完了の通知っていうのは、各農家さんと、どこに来るの。
農林課職員	各農家さんと・・・
委員	農業委員会の事務局の方にもくるの？
農林課職員	そうですね。
委員	農業委員は、それが分からないんだよね。
農林課職員	はい。
委員	注意するにも、大体10年とか20年、中間管理が長く借りる。10年っていうのが多いでしょ。今借りて10年先って農業委員としてはそれがわかんない訳で、指導ができないわけよ。どの畑がだれが借りて、いつで終わるっていうのが農業委員としては全然分からない。借りる時は分かるけど、10年先まではさ。
事務局	今、バンクは始まったばかりで切れるのはないんですけど、利用権については切れるタイミングでバンクに切り替えをしてるので、お手紙は双方に出している・・・
委員	そうじゃなくて、荒れないようにするには農業委員さんも全部知らないといけない。
事務局	かなりのボリュームになりますよ。
委員	中身を知らないことには、各地区に農業委員、推進委員がいるわけだから。最後まで管理をそんだけ言うんだったら、やっぱりみんなに通知をしないと分からないがね。借りた後に通知が来ても意味がないから。

委員	今、農地バンク担当の方で最後の確認をするということだから、それに任せればいいんじゃないですか。
委員	それをこの二人でできるね？何か問題があったら行くかもしれないけど。
委員	それなら、10年経過する1か月か2か月前に、定例会で一覧表を配るということにしてもらえば。
委員	今後のことね。10年後も皆同じ委員がいるわけじゃないから。今年から中間管理になった訳だから。10年後今の委員が続いているとも限らないわけだから。
農林課職員	契約が切れる、例えば1か月前とかに農業委員の皆さんにもお知らせをして、農地が解約されるので、もし荒れてたりとかあればご指導のご協力をお願いしますといった。
委員	そうそうそう。
農林課職員	そういった対応ができないか、今後事務局とも話し合ってみたいと思います。
事務局	基本、切れるタイミングっていうのは、耕作者が継続するパターン、耕作者が撤退する場合があると思うので・・・
委員	継続するにしても、撤退するにしても、1か月前に定例会に持ってくれば、だれかが確認はできると思う。
事務局	今は、会に出るのは今度から借りますよっていうデータだけだから、来月契約が終わりますよっていうデータを出してもらえればっていう。
委員	そうそう。そうやっていかないと、10年経ってその時にバタバタしてもしょうがないから。
事務局	まずは、委員の方に分かりやすい資料を出してもらおう。あとは、解約の時には管理を徹底させるっていうことで。
委員	それとですよ、指導をしますよ、指導はしたけど言うことを聞かない。その時は引き上げはできるんですか。農業委員会で？
事務局	引き上げというより、農地法の定める手順がいろいろありますけど。
委員	そこまで厳しくしないと、しないのは、しないと思います。引き上げるってなると、農業委員会もかかわってくるし、ちゃんとすると思うんですけど。
事務局	確かに、農家の方は後々遅れてでも、ちゃんとするんですけど、所有者の方は手紙を出しても反応が無かったり。
委員	農家さん、引き揚げろっていう人もいますよ。
事務局	改良区の方でもいろいろ意見がこの間出されたみたいですので。強制力を強めるかっていうのは、農林課と改良区とも話を聞いてみ

	ないといけませんので。
議 長	事務局でも検討をしてみてください。お願いします。
事務局	はい。
議 長	ほかに何かございませんか。
議 場	〔「なし」の声あり〕
議 長	異議がございませんので、議案第3号について、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。
議 場	〔「はい」の声あり〕
議 長	議案第3号は、各委員の意見のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、第15回総会を終了します。

会 長 原本確認済

署名委員 原本確認済

署名委員 原本確認済